平成27年度第1回川口市社会福祉保健審議会

日 時 平成27年8月6日(木) 午後2時00分 場 所 本庁舎別館2階 議会第1委員会室

川口市福祉部・子ども部・健康増進部

平成27年度 第1回 川口市社会福祉保健審議会

—— 次 第 ——

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事
- 議題 1 報告事項(1) 第6期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- 議題2 報告事項(2) 保育所等の利用者負担額(保育料)の改定について
- 議題3 報告事項(3) 家庭保育室に係る市の負担基準の改定について
 - 4 その他
 - 5 閉 会

やさしさ あんしん いきいきプラン

概要版

第6期(平成27年度~平成29年度)

川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画



平成 27 年 3 月 川 口 市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

~計画策定の背景~

近年、我が国の人口構造の高齢化は急速に進み、平成26年10月1日現在総務省による人口推計では、高齢者人口は3300万人、総人口に占める割合(高齢化率)は260%となっています。さらに、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上となることが予測されています。

本計画は、第5期計画が平成26年度で終了することを受け、高齢者が地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」を構築するための取り組みを充実・強化するための、「地域包括ケア計画」として策定するものです。

本計画を策定し、本市が目指すべき姿として掲げる「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」ことの実現に向けた取り組みを推進します。

~計画の位置づけ~

『高齢者福祉計画』は老人福祉法第20条の8により、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として定めることとされています。

また、『介護保険事業計画』は介護保険法第117条により、市町村は3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

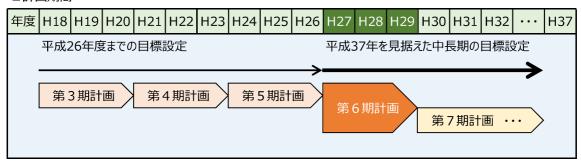
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

~計画の期間~

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間については、安定した財政運営のため、保険料の算定期間(3年)との整合性を図り、3年を1期と定められています。

したがって、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。 ただし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

■計画期間



Ⅱ 川口市の現状

ト高齢者人口は増加の一途をたどっており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、 全国で3657万人、国民3人のうち1人が高齢者となることが推計されています。

▶本市における高齢者人口は、比較的緩やかに増加しており、平成37年には高齢者数が13.6万人となり、高齢化率は23.1%となることが予測されています。

■推計人口(全国・埼玉県・川口市)

単位:上段 高齢者数、下段 高齢化率

	平成 26 年	(2014年)	平成 29 年	(2017年)	平成 37 年(2025 年)		
	65 歳以上	75 歳以上	65 歳以上	75 歳以上	65 歳以上	75 歳以上	
全国	33, 000, 000 人 26. 0%	15, 920, 000 人 12. 5%	35, 182, 000 人 28. 0%	17, 602, 000 人 14. 0%	36, 573, 000 人 30. 3%	21, 789, 000 人 18. 1%	
埼玉県	_	ı	_	_	2, 005, 000 人 29. 7%	1, 203, 000 人 17. 8%	
川口市	125, 428 人 21. 3%	52, 791 人 9. 0%	134, 382 人 22. 7%	62, 604 人 10. 6%	136, 310 人 23. 1%	79, 978 人 13. 6%	

全 国: 平成 26 年総務省統計局人口推計 (概算値)

平成 29 年以降国立社会保障・人口問題研究所・日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)

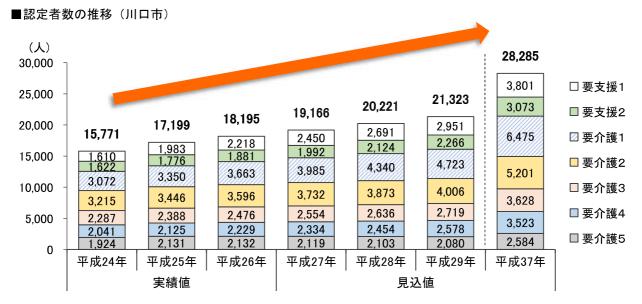
埼玉県: 平成 37 年国立社会保障・人口問題研究所・日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)

平成26年は未集計、平成29年は推計値なし

川口市:平成26年10月1日現在の推計値

~認定者数の推移~ 今後、認定者が急増することが予測されており、 予防や体制の整備等あらゆる対策が必要です。

▷認定者数は年々増加傾向にあり、平成37年には平成26年から1万人以上の増加が予測 されています。



資料:実績値・介護保険事業状況報告(各年9月末現在)、推計値・介護保険事業計画作成用ワークシート

Ⅲ アンケート調査結果

○調査概要

▶第6期川□市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、円滑な計画策定に 必要な基礎資料とするための実態調査及び集計・分析を行うことを目的として、アンケー ト調査を実施しました。

■調査概要

対象者	抽出数	調査方法	調査時期	有効回収数	有効回収率
65 歳以上の市民	4,500 件	郵送配布•	平成 26 年	3,011 件	66.9%
		郵送回収	1月~2月	3,011 17	00.9%

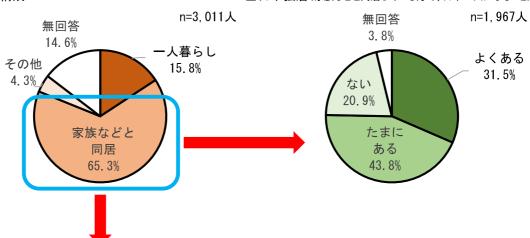
▷高齢者の15.8%は一人暮らしです。

▷家族などと同居している方で2人暮らし世帯は445%で、そのうち配偶者との2人暮らし世帯は73.4%となっており、高齢者のみのいわゆる「老老世帯」であることがうかがわれます。

▶家族などと同居していても、日中独居状態の高齢者が753%を占めています。

■家族構成

■日中独居(家族などと同居している方で、日中一人になること)



■同居人数×同居している人(家族などと同居している方)

単位:%

	配偶者	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟▪姉妹	その他	無回答
全体(n=1,967人)	64.6	36.1	24.7	16.8	19.6	1.3	2.5	3.6
2人(n=875人)	73.4	14.1	9.6	0.1	0.2	1.6	0.9	1.9
3人(n=485人)	66.6	55.3	36.9	11.5	5.6	1.0	2.3	2.7
4人(n=202人)	51.5	56.9	48.0	35.6	41.1	1.5	4.0	3.0
5人以上(n=312人)	52.2	57.7	35.6	62.8	84.3	1.0	6.4	3.5

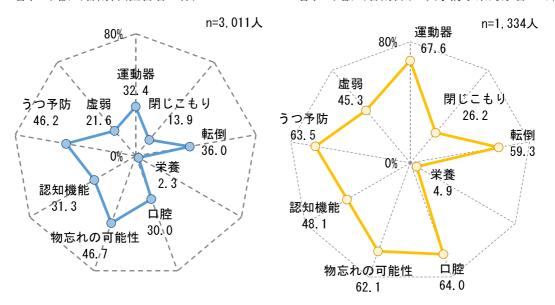
資料:川口市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る高齢者等実態調査調査結果報告書

~生活機能の低下リスク~ 生活機能が低下した高齢者に対する介護予防や重度化の防止・軽減、地域での支え合いが重要です。

▶回答者全体では、物忘れの可能性とうつ予防の有リスク者がそれぞれ半数近くとなっています。▶生活機能の低下した方(二次予防事業対象者)に限った集計では、全体的にリスク該当者割合が高く、生活機能の低下により様々なリスクが高まっていることがわかります。

■各リスク該当者割合(回答者全体)

■各リスク該当者割合(二次予防事業対象者のみ)



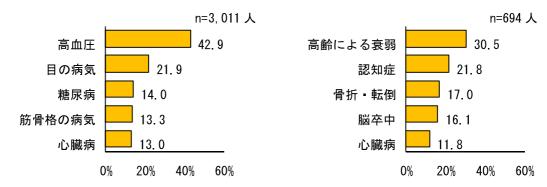
資料:川口市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る高齢者等実態調査調査結果報告書

▷現在治療中または後遺症のある病気は、高血圧が40%以上を占めています。

▷介護が必要になった主な原因は、高齢による衰弱が約30%、認知症が約20%となっています。

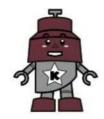
■現在治療中または後遺症のある病気

■介護が必要になった主な原因



資料:川口市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る高齢者等実態調査調査結果報告書

IV 第6期計画の基本理念と基本方針



川口市では、すべての川口市民が、住み慣れたこのまちで安心して幸せな 生活を続けることができるように、色々な取り組みを行っています。

高齢者への取り組みは、下記の基本理念と基本方針に沿って、保健・医療・ 福祉・介護と様々な分野が協力して実施しています。

基本理念-

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。

基本方針

1. いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう介護 予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

2. 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らせるまちをめざします。また、重度の要介護者となっても安心して生活をおくれるまちをめざします。

3. 地域が連携して支え合いながら暮らせるまち

保健・医療・福祉・介護の連携による地域ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。

これからは、これまで以上に高齢者が増えることが予測されています。また、個々の健全な生活を継続するため、高齢者の様々なニーズに対応できるような環境整備と、多様なサービスを提供することが求められます。

そのため、川口市ではこれまでの介護サービスの提供に加え、新たな生活支援サービスの創設に取り組み、高齢者の住みやすい充実したまちづくりを推進します。



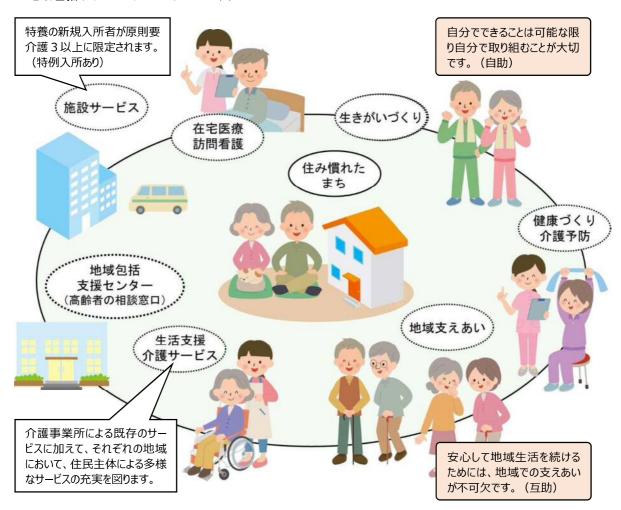
V 地域包括ケアシステムの構築

~平成37年(2025年)の将来像~

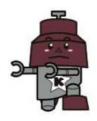
地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを切れ目なく利用することができるしくみのことです。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)をみすえて、この地域包括ケアシステムの構築を全国的に進めています。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



平成 27 年度の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業を充実させるため、包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が位置づけられました。また、予防給付の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行し、サービスの多様化をめざしています。(介護予防・日常生活支援総合事業)



VI 川口市の取り組み

○第6期計画における新しい施策

~在宅医療・介護連携~ 《平成27年度から実施》

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、(仮称)川口市地域包括ケア連絡協議会や地域ケア会議等との連携により、一体的な支援体制の構築をめざします。

~認知症施策の推進~《平成27年度から実施》

厚生労働省研究班によると、全国の認知症高齢者数は平成24年時点で約462万人と推計されており、急速な高齢化の進展に伴って認知症高齢者の増加が見込まれます。

認知症施策を推進するため、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームとの連携による早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けることができる支援体制の構築をめざします。

~生活支援サービスの整備~ 《平成27年度から実施》

一人暮らし高齢者等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の 必要性が大きくなっています。

地域の高齢者のニーズを把握し、地域資源とのマッチングにより、ボランティアやNPO、 共同組合、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスを整備します。

また、生活支援サービスの充実に向けて、生活支援について協議を行う「協議体」を設置し、生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置について検討を進めます。

~地域ケア会議の充実~ 《平成27年度から実施》

現在、地域包括支援センターで実施している多職種による地域ケア会議において、ケアマネジメント支援を実施するとともに、地域包括支援センターが行った地域診断をベースに、 個別課題、地域課題を把握、共有し、その解決に向けた取り組みの中で地域づくり、資源開発などを積極的に推進することにより、地域のネットワーク構築につなげます。

また、介護保険運営協議会において、全市的な地域課題の共有、解決に向け取り組んでいきます。

~介護予防・日常生活支援総合事業~ 《平成29年度までに実施》

介護保険サービスのうち要支援1・2の方が対象となる予防給付の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、市が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行します。

また、介護事業所による既存のサービスに加えて、それぞれの地域において、住民主体による多様なサービスの充実を図ります。

介護予防についても、これまで生活機能の低下が見られる高齢者へ実施していた介護予防事業と元気な高齢者向けの介護予防普及啓発事業を見直し、高齢者の集いの場と生きがいづくりなどの環境へのアプローチも含めた一体的な取り組みを推進します。

この事業については、新たに多様なサービスを提供するための準備期間が必要なことから、 平成29年度までに実施するものです。

○介護保険サービスの充実

~定期巡回・随時対応サービス等の整備~

第6期計画においては、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備に取り組みます。

また第5期計画に引き続き、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備も推進します。





~介護保険サービスの円滑な提供~

高齢者の増加にともない、支援や介護を必要とする方が増加すると予測されています。また、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加も見込まれています。

本市では、介護が必要になっても安心して暮らせるまちをめざして、地域の実情に応じた 在宅サービス・施設サービスの整備を計画的に進め、介護保険サービスの円滑な提供体制の 構築に努めます。

○日常生活圏域の細分化

本市では、円滑に高齢者福祉を推進 ■川口市内の地域包括支援センタ・ するために 10 の日常生活圏域を設 定し計画を推進してきました。

一方で、地域の様々なニーズに対応 し課題等の解決を図るため、市内17 区域に地域包括支援センターを設置 しています。

第6期計画においては、この地域包 括支援センターの担当区域を日常生 活圏域として設定し、地域包括ケアシ ステムの構築に向けて、地域において より細やかな対応を図ります。



○地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)の充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みにおいて、中核的な存在となるのが地域 包括支援センターです。

地域包括支援センターには、専門職員として社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等 が配置されており、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、各地域にお ける地域診断に基づく事業計画を推進するとともに、必要な介護サービスや保健福祉サービ ス、その他の日常生活支援などの相談に応じています。

▽地域包括支援センターの主なしごと

- ①地域住民からの介護などに関する相談に応じます。
- ②成年後見制度など、権利擁護に関する相談に応じます。
- ③地域の介護予防活動を支援します。
- ④地域の介護に関わる方々や関係機関との「つなぎ役」です。





地域包括ケアシステムの構築のため、今後は支援体制 やセンター間の連携強化を図ります。

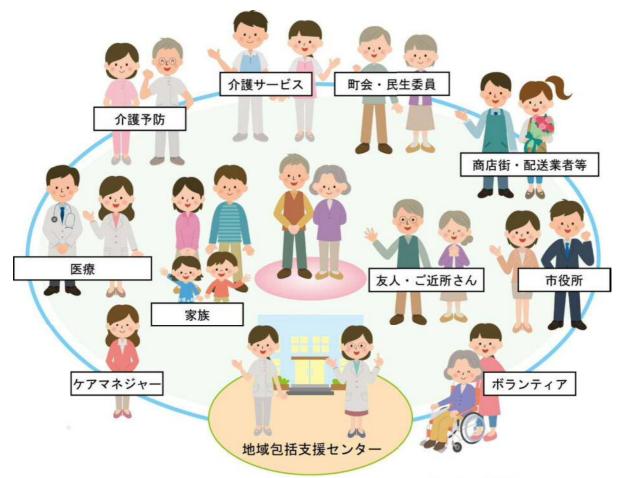
また、引き続き、地域でつながるしくみづくりを担う 場所として、PR や各種事業を積極的に実施します。



○「つながるしくみ」づくり

本市では、高齢期になっても安心して住み続けることができるよう、地域包括支援センターがつなぎ役となり、家族や友人をはじめとし、行政、市民一人ひとり、事業所、地域の団体などが一体となって、地域で「つながるしくみ」づくりをめざしています。

■「つながるしくみ」イメージ図



地域包括支援センターは地域のみなさんをつなげる「つなぎ役」です

第6期となる計画は、「地域包括ケア計画」と位置付けられ、たくさんのつながりの中で安心して暮らせるしくみをつくるための取り組みが示されています。川口市に住む一人ひとりが、地域でのつながりを持ち、広めていくことがみんなの幸せにつながります。



-「つながるしくみ」づくりの具体的な取り組み・

○市民のつくるつながり

本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念を実現するためには、 住民主体の地域の「つながりづくり」が不可欠です。

地域のことを一番よく知っているのは、その地域に住む方々です。地域のことをよく知ったもの同士が創意・工夫し、様々なつながりをつくり、地域に暮らしている方々のニーズや地域に必要な支援やサービス等を共有し、住民が主体となった地域づくりを進めます。

○顔の見えるつながり

地域ネットワークの一員でもある地域包括支援センターが、日頃の活動の中から「顔の見える小さなネットワーク」をつなぎ合わせ、本市に住む高齢者を支える「市民一人ひとりの顔の見える大きなネットワーク」の構築をめざします。

○保健・医療・福祉・介護のつながり

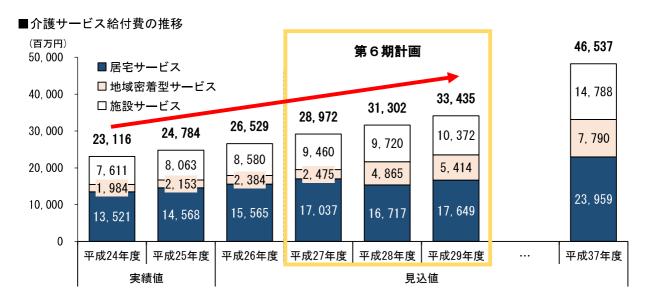
(仮称)川口市地域包括ケア連絡協議会を中心に、行政、介護事業者、医師会、 歯科医師会、薬剤師会、看護協会等が連携を深め、医療スタッフと介護スタッフ が高齢者を支えるための課題を共有するとともに、協力体制の強化を図ります。



VII 介護サービス給付費の推移と見込み

▶介護サービスにかかる費用について、第6期計画の3年間に必要な総費用額はおよそ 940億円と見込まれます。

▶団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降では給付費のさらなる増大が予測されます。
▶平成28年度から小規模の通所介護の事業所は、地域密着型サービス(身近な地域でサービスが受けられるよう、事業所のある市町村の被保険者だけがサービスを利用できます)
に移行するため、平成28年度から地域密着型サービスの給付費が増加しています。



~介護保険費用の負担割合~

▶介護保険費用の半分が40歳以上の市民の方々の保険料でまかなわれています。

■介護保険費用の負担割合 第1号被保険者 国の負担 介護保険の財源の (65歳以上)の負担 250% 50%が保険料で 220% 県の負担 まかなわれています 125% 市の負担 ※国の負担には調整交付金 第2号被保険者 125% 5%を含みます (40~64歳)の負担 28.0%

~今後の取り組みの方向性~

高齢化の進展による介護サービス給付費の上昇は、被保険者・国・県・市の負担を増加させます。本市では、こうした状況に対応する為にも、地域包括ケアシステムの早期構築を目指して、新しい施策に取り組んでいきます。

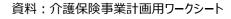
VⅢ 介護保険事業費の見込み

▷介護予防や地域包括支援センターの運営にかかる費用(地域支援事業費)等を合わせると、 第6期計画の3年間に必要な総費用額はおよそ1,017 億円と見込まれます。

▷地域支援事業においては、介護予防事業や包括的支援事業での新しい施策を推進し、第6期計画の事業費は3年間ではおよそ30億円となることが見込まれます。

■標準給付費見込額 (単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費見込額	30,592,431	32,907,514	35,148,116	98,648,061
総給付費	28,972,109	31,301,637	33,434,655	93,708,401
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	▲168,087	▲277,258	▲295,622	▲ 740,967
特定入所者介護サービス等給付費	1,186,087	1,211,028	1,317,514	3,714,629
高額介護サービス費等給付費	481,772	525,075	541,082	1,547,929
高額医療合算介護サービス費等給付費	85,762	107,772	108,432	301,966
審査支払手数料	34,788	39,260	42,055	116,103
地域支援事業費	721,288	947,930	1,363,407	3,032,625
介護予防事業(総合事業)	108,978	115,451	526,907	751,336
包括的支援事業	482,794	699,140	699,140	1,881,074
在宅医療・介護連携の推進	619	700	700	2,019
認知症施策の推進	54,000	120,000	120,000	294,000
生活支援サービスの体制整備	54,000	120,000	120,000	294,000
その他の包括的支援事業	374,175	458,440	458,440	1,291,055
任意事業	129,516	133,339	137,360	400,215
合計	31,313,719	33,855,444	36,511,523	101,680,686





IX 第1号被保険者の保険料

▶第6期計画期間において介護保険サービスを利用する要介護認定者数の見込みや介護サービスに対する需要量、供給量等から推計した結果に加え、平成27年度から段階的に実施される予定の低所得者への介護保険料の軽減強化等をふまえ、平成27年度から平成29年度までの各年度における所得段階別保険料を算定しました。
▶平成27年4月の介護報酬改定率は全体でマイナス227%を見込んでいます。



所得 段階	対象者	基準額に対する 負担割合	年額(円)
第1段階	●生活保護を受給しているかた●老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税のかた●本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.48 (H27~ 0.43) (H29 0.28)	28,510 (H27~ 25,540) (H29 16,630)
第2段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下のかた	0.70 (H29 0.45)	41,580 (H29 26,730)
第3段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超えるかた	0.75 (H29 0.70)	44,550 (H29 41,580)
第4段階	●本人は住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.85	50,490
第5段階	●本人は住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	基準額	59,400
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満のかた	1.10	65,340
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満のかた	1.25	74,250
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満のかた	1.40	83,160
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 250 万円未満のかた	1.50	89,100
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 250 万円以上 300 万円未満のかた	1.60	95,040
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 350 万円未満のかた	1.70	100,980
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 350 万円以上 400 万円未満のかた	1.80	106,920
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 450 万円未満のかた	1.90	112,860
第14段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 450 万円以上 500 万円未満のかた	2.00	118,800
第15段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満のかた	2.10	124,740
第16段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満のかた	2.20	130,680
第17段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上のかた	2.30	136,620

特別養護老人ホームの整備等について

(1-1) 特別養護老人ホーム 川口ほほえみの里の整備について

平成27年4月1日開所の下記施設の概要について報告いたします。

施	:	名	特別養護老人ホーム 川口ほほえみの里
施	設種	別	特別養護老人ホーム
所	在	地	かわぐちしおおあざにしあらいじゅくあざきただ 川口市大字西新井宿字北田980番
設	置主	体	社会福祉法人 健寿会 (けんじゅかい)
代	表	者	理事長 片居木 裕子(かたいぎ ゆうこ)
定		員	特別養護老人ホーム 100人 (ユニット型個室100人)
総	事業	費	施設建設費1,081,290,000円設備整備費等159,250,000円土地取得費177,000,000円計1,417,540,000円
	県補助額		特養本体300,000,000円設備整備費25,000,000円計325,000,000円
	市助成額		特養本体100,000,000円設備整備費8,333,000円計108,333,000円(県費補助限度額の3分の1)
	市補助額		地域介護・福祉空間整備推進事業補助金 (開設準備補助金) 36,557,000円 (同額を国からの補助受入)
構	造 ・ 規	模	鉄筋コンクリート造 地上3階建て(1階:ユニット型個室 20人) (2階:ユニット型個室 40人) (3階:ユニット型個室 40人)
敷	地 面	積	3, 519. 77 m ²
建	築面	積	1, 879. 70 m ²
延	床 面	積	4, 677. 91 m ²

(1-2) 特別養護老人ホーム 道合さくらの杜の整備について

平成27年4月1日開所の下記施設の概要について報告いたします。

施	設	名	特別養護老人ホーム 道合さくらの杜
施	設種	別	特別養護老人ホーム
所	在	地	かわぐちしおおあざみちあいあざく ぼまえ 川口市大字道合字久保前1318-1番
設	置主	体	社会福祉法人 桐和会(とうわかい)
代	表	者	理事長 岡本 和久(おかもと かずひさ)
定		員	特別養護老人ホーム 139人 (ユニット型個室139人)
総	事業	費	施設建設費1,538,250,000円設備整備費等202,550,000円土地取得費387,500,000円計2,128,300,000円
	県補助額		特養本体417,000,00円設備整備費25,000,000円計442,000,000円
	市助成額		特養本体139,000,000円設備整備費8,333,000円計147,333,000円(県費補助限度額の3分の1)
	市補助額		地域介護・福祉空間整備推進事業補助金(開設準備補助金) 79,800,000円 (同額を国からの補助受入)
構	造 • 規	模	鉄筋コンクリート造 地上4階建て(1階:ユニット型個室 19人) (2階:ユニット型個室 40人) (3階:ユニット型個室 40人) (4階:ユニット型個室 40人)
敷	地 面	積	4, 247. 53 m ²
建	築 面	積	1, 852.61 m ²
延	床 面	積	6, 243. 52 m ²

(2) 特別養護老人ホームの待機者について

平成27年1月1日付調査による特別養護老人ホームの待機者を下記のとおり報告いたします。

★市内在住者(介護度・年齢内訳)

	項目		今回 (H27.1.1) (a)	構成比 (%)	前回 (H26.1.1) (b)	差 (a-b)
市	市内待機者実数		764		845	-81
		1	55	7.2	60	-5
		2	134	17. 5	141	-7
	介護度	3	167	21. 9	200	-33
	刀 喪反	4	200	26. 2	230	-30
		5	208	27. 2	213	-5
		その他	0	0.0	1	-1
	平均分	下護度		3. 4	9	
		40代	0	0.0	0	0
		50代	3	0.4	8	-5
	年 齢	60代	54	7. 1	62	-8
	十 图1	70代	206	27. 0	231	-25
		80代	347	45. 4	370	-23
		9 0 代以上	154	20. 1	174	-20
	平均	年齢		82.	3 3	

★市外在住者

項目	今回 (H27.1.1)	前回 (H26.1.1)	差
	(a)	(b)	(a-b)
市外待機者実数	605	648	-43

(3) 今後の整備予定

第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画前倒し分

	社会福祉法人名	施	設 名	名	所 在 地	定員
1	厚生会	(仮称)	第二川口シニアセンター		西新井宿字卜傳 1193-1	120
2	川口長生会	(仮称)	赤山さざんかの郷		赤山字山王町76-1	100
3	末広会	(仮称)	第2春香苑		末広3-130	80
4	聖蘭会	(仮称)	フォレストビラ川口	- 1	安行小山字根郷 455-1	90

議題2 報告事項(2) 保育所等の利用者負担額(保育料)の改定について

1 改定にあたって

本市の利用者負担額(保育料)は従来より国の定める基準より約30%低く設定し、その差額部分には市費を投じています。また、待機児童解消に向けて、保育所等の整備を中心とした施策を進めており、受入枠の拡大に伴い保育所等の運営に係る予算も増加しています。

こうしたことから、利用者負担額(保育料)については、階層区分を細分化し、最高額を引き上げるとともに、 低所得者層の負担は軽減されるように改定いたしました。

2 改定時期

平成27年9月分の利用者負担額(保育料)より

3 利用者負担額(保育料)の算定時期について

利用者負担額(保育料)の算定にあたっては、所得税から市民税による算定に変更となったことや、4月から 9月までは前年度の市民税を基に、9月から翌年3月までは当該年度の市民税を基に算定することとなっています。

4月 8月9月 3月4月 8月

|前年度の市民税額(平成26年度市民税額)

本年度の市民税額(平成27年度市民税額)

※ カッコ内は27年度の例です。

4 改定内容

階層区分を10階層から14階層に細分化 2階層、3階層、4階層及び、新しい9階層の減額 最高額の引き上げ

5 改定後階層表

● 改定前階層表(H27年8月まで)

	階層区分	0-2歳児	3歳児	4-5歳児
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税非課税世帯	4,000	2,500	2,500
3	均等割のみ課税世帯	8,000	5,500	5,500
4	市民税 所得割 48,600円未満	10,000	7,500	7,500
5	48,600円以上 58,700円未満	12,500	10,000	10,000
6	58,700円以上 97,000円未満	19,500	16,000	16,000
7	97,000円以上 131,300円未満	33,000	23,500	21,500
8	131,300円以上 169,000円未満	44,000	26,000	22,500
9	169,000円以上 301,000円未満	55,000	28,000	24,000
10	301,000円以上	60,000	29,000	25,000

● 改定後階層表(H27年9月以降)

	階層区分	0-2歳児	3歳児	4-5歳児
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税非課税世帯	2,000	1,500	1,500
3	均等割のみ課税世帯	6,000	4,500	4,500
4	市民税 所得割 48,600円未満	9,000	7,000	7,000
5	48,600円以上 58,700円未満	12,500	10,000	10,000
6	58,700円以上 97,000円未満	19,500	16,000	16,000
7	97,000円以上 131,300円未満	33,000	23,500	21,500
8	131,300円以上 169,000円未満	44,000	26,000	22,500
9	169,000円以上 213,000円未満	54,000	27,000	23,500
10	213,000円以上 257,000円未満	57,000	29,000	24,000
11	257,000円以上 301,000円未満	60,000	30,000	24,500
12	301,000円以上 349,000円未満	63,000	31,000	25,000
13	349,000円以上 397,000円未満	66,000	32,000	25,500
14	397,000円以上	69,000	33,000	26,000

※ 網掛けは増額部分。白抜きは減額部分

議題3 報告事項(3) 家庭保育室に係る市の負担基準の改定について

1 改定にあたって

家庭保育室の保護者の負担につきましては、本来、保育所等の利用者負担に準じるよう市の負担割合を定めていました。

今回の保育所等の利用者負担額(保育料)の改定にあたっては、認可保育所の受入枠の拡大に伴い運営費 予算が増えたという要因があります。

一方、家庭保育室につきましては、運営費予算が増える要因がないことから、最高額の見直しを行わず、現 行の10階層を継続といたしました。

なお、低所得者の階層については、保育所の利用者負担額(保育料)と同様に減額しています。

2 改定時期

平成27年9月分の保護者負担(保育料)より

3 保護者負担(保育料)の算定時期について

保育所と同時期となります。

4 改定後階層表

● 改定前階層表(H27年8月まで)

	階層区分	市の負担	保護者負担
1	生活保護世帯	60,000	0
2	市民税非課税世帯	56,000	4,000
3	均等割のみ課税世帯	52,000	8,000
4	市民税 所得割 48,600円未満	50,000	10,000
5	48,600円以上 58,700円未満	47,500	12,500
6	58,700円以上 97,000円未満	40,500	19,500
7	97,000円以上 131,300円未満	27,000	33,000
8	131,300円以上 169,000円未満	16,000	44,000
9	169,000円以上 301,000円未満	5,000	55,000
10	301,000円以上	0	60,000

● 改定後階層表(H27年9月以降)

	階層区分	市の負担	保護者負担
1	生活保護世帯	60,000	0
2	市民税非課税世帯	58,000	2,000
3	均等割のみ課税世帯	54,000	6,000
4	市民税 所得割 48,600円未満	51,000	9,000
5	48,600円以上 58,700円未満	47,500	12,500
6	58,700円以上 97,000円未満	40,500	19,500
7	97,000円以上 131,300円未満	27,000	33,000
8	131,300円以上 169,000円未満	16,000	44,000
9	169,000円以上 301,000円未満	5,000	55,000
10	301,000円以上	0	60,000

※ 白抜きは保護者負担の減額部分

昭和53年3月30日 条例第53号

(設置)

第1条 社会福祉及び保健に関する施策の総合的、計画的な運営を図るため、川口市社会 福祉保健審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成12条例18・一部改正)

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 社会福祉事業及び保健事業の分野における共通的基本事項に関すること。
 - (2) 社会福祉事業及び保健事業の諸制度の運営についての重要事項に関すること。
 - (3) 社会福祉施設及び保健施設の運営管理についての重要事項に関すること。
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。 (平成12条例18・平成14条例20・平成16条例11・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。 (平成10条例12・一部改正)

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 社会福祉事業に従事する者
 - (2) ボランテイア活動に従事する者
 - (3) 社会福祉関係団体の役員
 - (4) 医療機関及び医療関係団体の役員
 - (5) 地域住民組織の関係者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、社会福祉及び保健について識見を有する者 (平成12条例18・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

- 第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうち から市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

- 第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (平成12条例18・一部改正)

(会議)

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開 くことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成12条例18・一部改正)

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

- 第10条 審議会において、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置く ことができる。
- 2 部会の構成及び運営等について必要な事項は、別に規則で定める。

(幹事)

第11条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平成10条例12・平成16条例11・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日条例第12号)

この条例中第12条の改正規定は平成10年4月1日から、第3条の改正規定は同年5月15日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第18号) この条例は、平成12年5月15日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第20号) この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日条例第11号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。

昭和53年3月30日 規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市社会福祉保健審議会条例(昭和53年条例第53号。以下「条例」という。)第10条第2項及び第13条の規定に基づき、川口市社会福祉保健審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成12規則26·一部改正)

(部会の組織等)

- 第2条 条例第10条の規定による部会の設置、調査審議事項及び委員構成等については、 審議会の議決により定める。
- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果について審議会に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指定する者がその職務を行う。

(平成10規則10・旧第3条繰上)

(部会の会議)

- 第3条 部会の会議の運営については、審議会の運営の例による。
- 2 部会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、部会の会議の運営について必要な事項は、部会長が部会 にはかって定める。

(平成10規則10・旧第4条繰上)

(会議録の作成)

- 第4条 会長及び部会長は、会議を開催したときは、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成するとともに、必要に応じて市長に報告するものとする。
- 2 会議録には、会長又は部会長並びに会長又は部会長が指名する出席委員1人が署名しなければならない。

(平成10規則10・旧第5条繰上)

(答申等)

第5条 審議会は、市長の諮問に対する答申及び意見の具申をする場合において、特に必要があると認めるときは、審議過程における参考意見、附帯意見その他行政執行上配慮すべき事項を答申書又は意見書に併記することができる。

(平成10規則10・旧第6条繰上)

附則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月28日規則第18号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第10号) この規則は、平成10年5月15日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第26号) この規則は、平成12年5月15日から施行する。

川口市社会福祉保健審議会委員名簿

(任期:平成26年7月19日~平成28年7月18日)

◎ 会長
○ 副会長

区 分	氏 名	新・再 改選等	公 職 等
①社会福祉事業に従事する者	浅見政高	再	鳩ヶ谷第2地区民生委員児童委員協議会 会長
	宗像和子	新	川口市ボランティア団体連絡協議会
②ボランティア活動に従事する者	大 野 レイ子	新	福祉教育推進員(公募委員)
	町田君子	新	福祉教育推進員(公募委員)
	矢 島 洋 子	再	川口地区保護司会
③社会福祉関係団体の役員	小 山 圭 三	新	埼玉県老人福祉施設協議会北足立支部
	山 﨑 豊	新	川口市内障害者施設運営団体連絡会
	徳が英一	新	川口医師会会長
④医療機関及び医療関係団体の 役員	中村勝文	再	川口歯科医師会会長
	◎ 梅澤英臣	新	川口薬剤師会会長
⑤地域住民組織関係者	島田昌恵	新	川口市食生活改善推進員協議会
⑥関係行政機関の職員	島袋洋子	新	川口保健所副所長
	吉田英司	新	市議会議員
⑦前各号に掲げる者のほか社会 福祉及び保健について見識を 有する者	関 口 京 子	再	市議会議員
	矢野由紀子	新	市議会議員